

役員選任内規

1. 役員構成と任期

- (1) 理事は40名以内（30名以内は選挙により選出）とし、その中から、会長1名、副会長4名以内、常任理事10名以内を選出する。
- (2) 監事は2名とする。
- (3) 役員任期を3年とする。
- (4) 会長を再任することは一期のみとする。副会長、常任理事、理事、監事は再任を妨げない。任期途中で補充された理事は、その残存期間を任期とする。
- (5) 新旧役員任期交代は会計年度末（3月末）とする。

2. 理事・監事の選出手続き

- (1) 選挙人は、正会員とする。
- (2) 被選挙人は、正会員のうち、学会会員に限る。
- (3) 選挙に先立ち、選挙管理委員会を設置する。
- (4) 選挙管理委員会は、理事の互選により3名、および学会事務局により構成される。但し、会長・副会長は選挙管理委員になることはできない。
- (5) 正会員の郵便投票により理事・監事を選出する。
- (6) 正会員に、投票手続き・被選挙人リスト（正会員のうち学会会員の氏名・所属）・投票用紙・投票用紙封入封筒・返送用封筒を発送する。
- (7) 投票手続き：投票者は無記名で、理事候補10名以内、および監事候補2名の連記とする。
(二重封筒によって、投票者の氏名の無記名性を保障する)
- (8) 開票は、選挙管理委員会の立ち会いの下で行う。会員は開票に立ち会うことができる。
- (9) 投票結果から上位30名以内を理事として決定する。
- (10) 監事は、投票結果から上位2名とする。
- (11) 理事および監事は相互に兼ねることができない。
- (12) 理事と監事に選出された場合は、理事を優先する。
- (13) 選出された全理事に対して受諾の可否を求め、選出理事を決定する。

3. 会長・副会長・常任理事の選出

- (1) 選出理事（30名以内）の選挙により、会長を決定する。

- (2) 選出理事の互選により、副会長4名以内を決定する。
- (3) 選出理事の互選により、常任理事10名以内を決定する。
- (4) 当該年度の大会開催日までに上記の手続きを完了しておく。

4. 推薦の理事

- (1) 選出された会長・副会長・常任理事・理事の推薦により、理事会によって規定内数の理事を補充できる（10名以内）。
- (2) 理事を推薦する要件は、専門分野の偏りの緩和、次期年次大会開催校関係者、社会的有識者等である。

5. 選出役員の報告

上記、2～3は選挙年度の年次大会開催日までに完了し、役員は総会において報告される必要がある。

付 則

「役員改選内規」は、1994年4月1日から施行する。1997年11月2日一部改正、同日施行する。

「役員改選内規」は、2002年12月14日に一部改正し、「役員選任内規」と名称を変更、同日施行する。

「役員選任内規」は、2006年6月10日に一部改正し、同日施行する。

「役員選任内規」は、2021年5月29日に一部改正し、同日施行する。